

住民の求めに応じた情報の提供に関する要領（案）

（令和 3 年 4 月 日）

（目的）

第1条 この要領は、島本町情報公開条例（昭和58年条例第24号。以下「条例」という。）第15条の情報の提供のうち、住民の求めに応じた情報の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（住民の求めに応じた情報の提供の手続）

第2条 情報を管理する課等（以下「所管課等」という。）の長は、その保有する情報について住民（以下「申出者」という。）から閲覧又は写しの交付の求め（以下「情報の提供の申出」という。）があった情報のうち、次条に規定する情報については、条例第6条に定める閲覧等の請求（以下「公開請求」という。）の手続によることなく、閲覧に供し、又は写しを交付することができる。

2 情報の提供の申出は、原則として申出者が来庁した場合に限り、行うことができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、所管課等において、情報の提供の可否等について直ちに判断できないときは、その旨を申出者に伝え、公開請求の手続を案内するものとする。

（対象情報）

第3条 この要領の対象情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 過去に公開請求があり全部公開した情報で、申出を受けた時点においても明らかに判断が変わらないもの
- (2) 既に公表されている情報のみが記載されているもの
- (3) その他条例第5条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな情報

（情報の提供の場所）

第4条 情報の提供は、所管課等の職員が原則所管課等の執務室又は行政資料コーナーにおいて行う。

（写しの交付）

第5条 情報の写しの交付の部数は、一の申出につき1部とする。

（費用負担）

第6条 所管課等が第3条に規定する情報の写しを提供する場合、当該情報の写しの交付に要する費用は、申出者の負担とする。ただし、次に掲げる情報の写しを提供する

場合は、この限りではない。

- (1) 広報や普及啓発を目的に作成された情報
- (2) 住民に法令・行政手続き・行政サービス等の内容を説明するために必要な情報
- (3) その他審議会等の配布資料の残りなど無料で提供することが適当と認められる情報

(適用除外)

第7条 この要領は、実施機関が図書館、行政資料コーナーその他これらに類する施設において、住民の利用に供することを目的として管理している図書、図面、記録等の当該情報の閲覧及び写しの交付については適用しない。

附 則

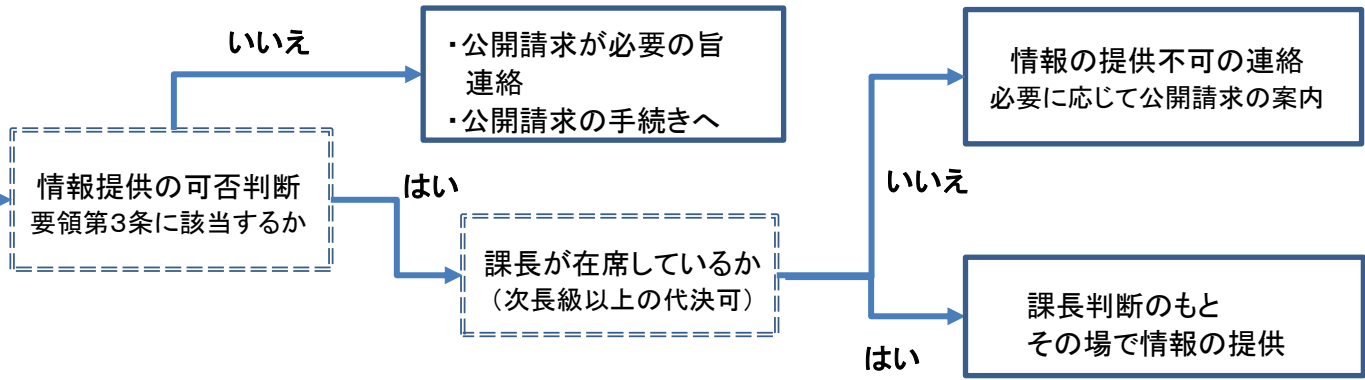
この要領は、令和3年4月 日から施行する。

情報公開請求・情報提供の手続きフロー

住民

情報の提供の求め
(閲覧)

情報所管課



コミュニティ推進課

情報公開請求・情報提供の手続きフロー

住民

情報の提供の求め
(写しの交付)

情報所管課

情報提供の可否判断
要領第3条に該当するか

いいえ

・公開請求が必要の旨
連絡
・公開請求の手続きへ

はい

課長が在席しているか
(次長級以上の代決可)

いいえ

情報の提供不可の連絡
必要に応じて公開請求の案内

はい

費用負担の確認
要領第4条に該当するか

電子媒体の情報は有料

有料

情報は電子媒体か

無料

所管課において写しを
作成し交付

いいえ

・情報持参のうえ申出者とともに
文化情報コーナーへ
・文化情報コーナーで写しを作成し
交付

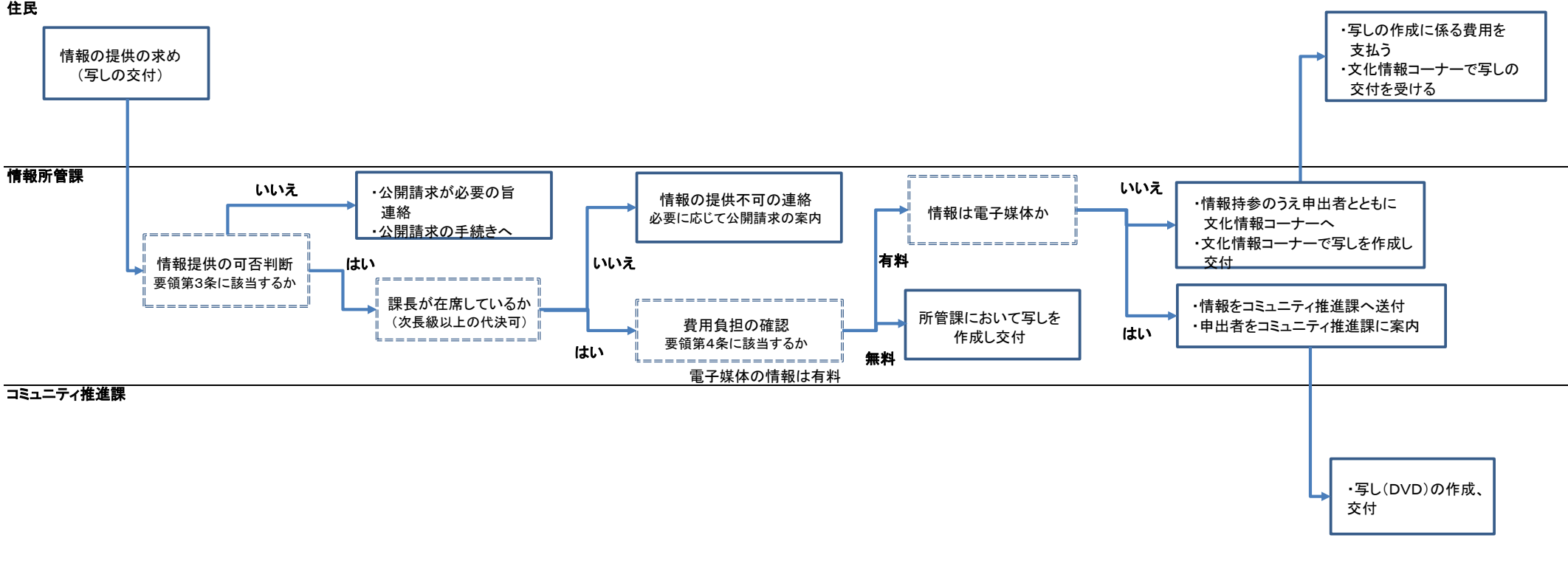
はい

・情報をコミュニティ推進課へ送付
・申出者をコミュニティ推進課に案内

コミュニティ推進課

・写し(DVD)の作成、
交付

・写しの作成に係る費用を
支払う
・文化情報コーナーで写しの
交付を受ける



【検討内容（QA形式）】

<第1条関係>

Q. 文化・情報コーナーなどで配架している資料の提供、ホームページで閲覧可能としている資料の提供との違いは。

A. 公開請求の頻度の高いものなどは可能な限り資料化し、住民に情報を提供するものですが、それ以外の情報であって、住民の求めがあるものについて本要領で定めるものです。

<第2条関係>

Q. 課長が不在の時など、ただちに判断できない場合はどうするのか。

A. 直ちに判断できない場合は、①課長が不在、②課長は在席しているが判断がつかない、の2パターン想定しています。①の場合は、次長級以上が代理で判断、判断ができない場合は、その旨を申出者に伝え、後ほど電話で判断の結果を連絡するか、改めて後日来庁いただくか、公開請求いただくか調整します。②の場合は、そもそも課長ですぐに判断できないものは情報提供できないので、公開請求していただくということになります。結果、全部公開であったとしても必要な手続きであると判断します。

Q. 口頭のみでの手続きで過誤が生じるのではないか。

A. 文書で申出を受け付けた場合は、提供した相手の連絡先が把握できるため、過誤が生じたとしても修正ができるというメリットがありますが、そもそも過誤が生じるおそれがあるものは情報提供しないことと、過去に情報公開請求や情報提供で過誤が生じた事例がないことを考えると、支障がないものと考えます。

Q. 誰に何を閲覧させたか交付したかといった履歴をとる必要はないのか。

A. 現時点におきましても、各所管課において情報の閲覧の際に履歴をとっておらず問題となっていないこと、また履歴をとるまでもないものを提供するという趣旨の制度であるものと認識していることから、事務負担の軽減の面も鑑み、履歴はとらないものとしております。

Q. 公開請求にて全部公開をする際は文書等で手続きを踏んでいるが、その後同一文書であれば情報の提供で文書等の手続きを踏まないこととなる。履歴を取らなくて問題がないのか。

A. 公開請求を受け全部公開した文書については、すでに公になっていることから、誰が見たかどうかは明確にならないものでございます。そのため、その後の情報の提供であったとしても、文書等の手続きを踏まず、履歴を残さなくても差支えがないものと考えます。

Q. 過去に一部公開したものはなぜ対象とならないのか。

A. 一部公開した時点と現時点において、時限性等により非公開情報の範囲が変わっている可能性があり、即時に判断することが困難である可能性があることから、対象外としております。

Q. 住民を長時間待たせてしまう可能性があるのでは。

A. 課長が不在の場合ですが、課長の在席のタイミング次第で申出者と臨機応変に相談となります。

Q. 待たせた上に公開請求せよという判断になることもあるのか。

A. ありますので、そういったこともありえる制度ですという周知は必要となります。

Q. 出先機関の場合、本人に無駄な移動が生じる等によりクレームを生むおそれがある。実施状況を鑑み、必要な修正を行いながら、本格運用すべきでは。

A. あらかじめ電話で調整してもらうなどのルール設計を行います。住民のニーズも踏まえ、必要に応じて見直しを図ってまいります。

Q. 来庁に限る理由は。

A. 郵送等による情報の提供は即時性がなく、返信用封筒の案内、写しの交付の費用の納付など、公開請求との差異があまりなく、事務が煩雑になるおそれがあることから、情報の提供の趣旨を鑑み、来庁に限ったものとしました。

<第3条関係>

Q. 対象情報の提供可否が各所管課の裁量に任せることになるのか。

A. 情報の提供の可否については、原則各所管課において判断することになりますが、コミュニティ推進課においても適宜相談を受け、助言するものとします。

<第4条関係>

Q. 手続の窓口は情報公開担当窓口（コミュニティ推進課）の方がいいのではないか。

A. 一元管理することも想定しましたが、この制度の趣旨はスムーズな情報の提供であること、住民の利便性を考えると原課の窓口で即時に処理することが重要です。受付方法のルール化、各課への説明を丁寧に行います。

<第5条関係>

Q. 写しの交付部数を1部とする理由は。

A. 事務負担軽減のため、1部としています。